

**北海道檜山沖に係る
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（案）**

次に掲げる次に掲げる（１）～（１５）の地点を順次に結んだ線、（１６）～（２６）の地点を順次結んだ線を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、港湾区域（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域をいう。）、漁港の区域（漁場漁港整備法（昭和二十五年法律百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域

座標番号	緯度					経度								
(1)	北緯	42	度	36	分	12	秒	東経	139	度	49	分	48	秒
(2)		42	度	36	分	12	秒		139	度	47	分	36	秒
(3)		42	度	34	分	38	秒		139	度	47	分	35	秒
(4)		42	度	30	分	5	秒		139	度	48	分	33	秒
(5)		42	度	26	分	59	秒		139	度	48	分	47	秒
(6)		42	度	22	分	57	秒		139	度	46	分	54	秒
(7)		42	度	21	分	25	秒		139	度	44	分	41	秒
(8)		42	度	18	分	56	秒		139	度	44	分	2	秒
(9)		42	度	12	分	33	秒		139	度	46	分	12	秒
(10)		42	度	11	分	32	秒		139	度	50	分	49	秒
(11)		42	度	7	分	13	秒		139	度	53	分	35	秒
(12)		42	度	6	分	42	秒		139	度	54	分	31	秒
(13)		42	度	5	分	38	秒		140	度	0	分	18	秒
(14)		42	度	2	分	53	秒		140	度	2	分	23	秒
(15)		42	度	3	分	43	秒		140	度	4	分	30	秒
(16)		41	度	57	分	10	秒		140	度	8	分	5	秒
(17)		41	度	56	分	48	秒		140	度	5	分	52	秒
(18)		41	度	54	分	59	秒		140	度	6	分	21	秒
(19)		41	度	51	分	36	秒		140	度	4	分	32	秒
(20)		41	度	49	分	59	秒		140	度	4	分	29	秒
(21)		41	度	49	分	30	秒		140	度	2	分	47	秒
(22)		41	度	48	分	35	秒		140	度	2	分	1	秒
(23)		41	度	46	分	35	秒		140	度	2	分	11	秒
(24)		41	度	42	分	7	秒		139	度	58	分	33	秒
(25)		41	度	38	分	27	秒		139	度	57	分	35	秒
(26)		41	度	38	分	29	秒		140	度	0	分	1	秒



※促進区域（案）の陸域部座標（(1)、(15)、(16)、(26)）は海岸線より最も近い陸上構造物（道路）上等（*）に設定。

（*）陸域部座標は、将来に渡り陸域上に設定されている必要があり、侵食される可能性が低い陸上構造物（道路）上又は海岸線より一定の距離が確保された場所に設定。

※港湾区域及び漁港の区域は海洋台帳に基づき作成、海岸保全区域は北海道提供資料（図面）のトレースにより作成しており、概ねの範囲を示すもの。したがって、促進区域（案）の面積についても、概ねの港湾区域、漁港の区域、海岸保全区域に基づいた面積となる。

※港湾区域、漁港の区域、海岸保全区域は、促進区域（案）の座標（1）～（15）、（16）～（26）及び陸岸で囲まれる海域内に指定されている区域のみ記載。